

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-8表 失業保険制度

Table 4-8: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	拠出制求職者手当(JSA)
根拠法	雇用保険法(1974年)	社会保障法(1935年) 連邦失業税法(1939年) 各州失業保険法	求職者法(1995年)
被保険者	全雇用者。65歳以上の者及び公務員は適用除外(被保険者数4,019万人、2014年10月末)	暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主	原則として18歳以上。年金受給年齢(男性65歳、女性62歳)未満のイギリス居住者(但し、16歳及び17歳の者については例外がある)
受給要件	(基本手当) <ul style="list-style-type: none"> ・離職前2年間に12か月以上被保険者期間があること。 但し、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた受給資格者(特定受給資格者)、期間の定めのある労働契約が更新されなかつた者やその他やむを得ない理由により離職した者(特定理由離職者)については、離職前1年間に6か月以上の被保険者期間があること。 ・公共職業安定所に来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人や公共職業安定所の努力によても、職業に就くことができない「失業状態」にあること。 ・自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。 	州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く)は対象とならない。 主な要件は以下の通り。 (1)離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること (2)求職、再就職の能力、意思があること (3)解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	(1)職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2)就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3)過去2年度の間に、被用者として国民保険 ¹⁾ 料を50週分納付したか、いずれか1年について国民保険加入下限額以上の収入を得る仕事に26週以上従事していたこと (4)ワーク・コーチ ²⁾ との間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (5)フルタイムの教育を受けていないこと
給付水準	離職前賃金の50~80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45~80%)。	州毎に異なるが、概ね課税前所得(平均週給)の50%。	16~24歳:週57.35ポンド 25歳以上:週72.40ポンド (2014年12月現在)

- (注) 1) 国民保険(National Insurance)は、失業者や就労困難者向けの拠出制手当、公的年金等を含む単一の社会保険制度である。
 2) 求職者に対する各種支援を担当するジョブセンター・プラスの職員(個別相談員)。

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当(ARE)
根拠法	社会法典 第3編 (SGB III)「雇用促進」(Arbeitsförderung)	労働法典L.5422-1条及び2011年5月6日の労使協定
被保険者	原則として65歳未満の者	民間の賃金労働者
受給要件	(1)職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること(後者はいわゆる「短時間勤務給付」) (2)求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること (3)離職前2年間において通算12か月以上保険料を納付していること (4)公共職業安定所に失業登録をしていること	(1)失業保険制度に一定期間加入 ・50歳未満: 離職直前28か月間で122日(610時間)以上 ・50歳以上: 離職直前36か月間で122日(610時間)以上 (2)正当な理由がなく自己都合退職(辞職)した者ではないこと (3)就労活動に必要な身体能力があること (4)雇用局(Pôle emploi)に求職者として登録されていること (5)求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること(再就職活動の指針となる「個別就職計画(PPAE: Projet Personnalisé d'Accès à l'emploi)」に従って行う) (6)原則として、60歳未満であること
給付水準	従前の手取賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の67%(扶養する子がない者は60%)。	給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる。 • 1,143ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の75% • 1,143~1,251ユーロ未満: 支給額(日額)は、28.58ユーロの定額 • 1,251~2,118ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の40.4%+11.64ユーロ • 2,118~12,680ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の57% (2014年5月現在)

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-8表 失業保険制度（続き）

Table 4-8: Unemployment insurance schemes (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日の間で決められる。 倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者(特定受給資格者)及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した者(特定理由離職者)については一般的離職者に比べ手厚い給付日数となる場合がある。	最短期間は州毎に異なり1週間から。最長期間は26週間。 ※失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では最長59週。	最長182日(26週)
財源	給付総額の13.75%を国庫負担(2007年度からの暫定措置。本則は25%), 残りが保険料。 一般事業の場合、保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の13.5(2012年4月から)。 労働者負担分: 1000分の5 事業主負担分: 1000分の8.5 (このうち失業給付分は1000分の5, 就用安定・能力開発事業分が1000分の3.5)	<保険料> 連邦失業税と州失業税の二つからなり、双方の財源を事業主が負担する。3つの州を除き、被用者負担はない。 <連邦失業税率> 連邦失業税率は2011年6月30日以降、年間支払賃金額の6.2%から6.0%へ変更。州失業税率は州ごとに異なる。連邦、州双方の税金を期日までに一括で支払えば、連邦失業率は5.4ポイント減額され、0.6%となる。	<保険料(2014年)> 賃金の25.8% 被用者: 12.0% 事業主: 13.8% <国庫負担> 原則なし
管理運営機構	中央…厚生労働省 地方…都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理を運営する。	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う。

	ドイツ	フランス
給付期間	失業前5年間に、被保険期間が 12か月：給付6か月、 16か月：給付8か月、 20か月：給付10か月、 24か月：給付12か月 又は、被保険期間が 30か月で50歳以上：給付15か月、 36か月で55歳以上：給付18か月、 48か月で58歳以上：給付24か月	50歳未満： 4か月(122日)～24か月(730日) 50歳以上： 4か月(122日)～36か月(1,095日) 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を 拠出期間不足で受給できない者は、最 長65歳4か月まで受給可能。
財源	<保険料(2013年)> 賃金の3.0%(労使折半)	<保険料(2013年)> 保険料率は総賃金の6.4% 被用者:2.4% 事業主:4.0% <国庫負担> 財源の98.9%は、被用者及び雇用主 の拠出金である。(2007年)
管理運営 機構	連邦労働社会省が監督し、連邦雇用エージェン シーが運営。保険料徴収は疾病金庫が実施。	雇用局(Pôle emploi)
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している 生活困窮者等に対して、連邦政府が支給する 失業給付II制度がある(参考表参照)。 なお、特定の条件を満たした短期有期労働者 は、失業手当へのアクセスが緩和される(2015年 12月31日までの時限措置)。 <受給要件> ・ 主に社会保険加入義務があり、10週間以下の 有期雇用である。 ・ 過去12か月の報酬が社会法典第4編18条1項 に基づく基準支給額未満であること。 <給付期間> ・ その他すべての条件を満たす場合、6か月に 短縮された以下の受給資格期間が適用され る(2015年12月31日までの時限措置)。 被保険期間が 6か月以上:給付3か月 8か月以上:給付4か月 10か月以上:給付5か月	失業給付の受給期間を満了した長期失 業者などを対象とした連帯特別手当制 度がある(参考表参照)。

資料出所 日本:厚生労働省及びハローワークウェブサイト
 アメリカ:連邦労働省ウェブサイト(<http://workforcesecurity.dol.gov/unemploy/>)
 イギリス:Gov.ukウェブサイト
 ドイツ:連邦労働社会省(BMAS)及び連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト、労働政策
 研究・研修機構(2014.7)「資料シリーズNo.143、失業保険制度の国際比較」
 フランス:雇用局(Pôle emploi)、政府公共サービス、全国商工業雇用協会(UNEDIC)等
 ウェブサイト